

平成 6 年 7 月 編集
平成 9 年 4 月 改訂
平成 15 年 3 月 改訂
平成 19 年 3 月 改訂
平成 19 年 7 月 改訂
平成 19 年 11 月 改訂
平成 20 年 3 月 改訂
平成 20 年 11 月 改訂
平成 21 年 3 月 改訂
平成 21 年 7 月 改訂
平成 22 年 1 月 改訂
平成 23 年 1 月 改訂

インターバンク市場取引要綱

短 資 協 会

インターバンク市場取引要綱目次

はじめに	1
インターバンク市場取引要綱	
1. 取引時間	2
2. 市場へのオーダー	2
3. 取引の方法と成約の仕方	2
4. 確認	4
5. 資金授受	5
6. 担保授受	5
7. 約束手形の授受	6
8. 担保の差入金額等	6
9. 元金及び利息・割引料計算	7
10. 臨時休日	7
11. 取引情報の機密保持	8
市場取引用語の定義等	
1. インターバンク市場取引分類	9
2. 取引条件にかかわる用語（ア・イ・ウ・エ・オ順）	10
3. オーダー、レートの呈示などにかかわる用語	12
4. 取引成約などにかかわる用語	13
5. 担保関係	14
6. その他	14
参考	
1. インターバンク市場における期日の定め方	15
2. 有担保コール、手形売買取引における担保の種類および掛目	17
3. インターバンク市場取引の日中スケジュール	18
4. インターバンク市場における最近の取引手法の変遷	19

はじめに

わが国のインターバンク市場は1900年頃形成され、その後金融の自由化、国際化等が進展するなかで、幾多の変遷を経ながら今日に至っている。

この間、インターバンク市場では、金融経済環境の変化に伴う市場参加者のニーズに対応して、取引商品の拡充とともに、取引手法や取引条件も大きく変化してきている。とくに2001年1月からは、日本銀行の当座預金決済方法が、それまでの時点決済から即時グロス決済（RTGS）化されたことに伴って、決済の信頼性、安定性、迅速性がより一層求められるところとなっており、ネットィング取引・オープンエンド取引（決済リスクの削減、事務負担の軽減）や日中コール取引（日中流動性の確保）など、インターバンク市場において円滑な市場運行を実現するための新たな取引慣行が培われてきている。また、市場インフラ面では、短資取引担保センター（1995年9月）や短資取引約定確認システム（2001年1月）などの整備も図られている。

こうした中で、インターバンク市場における取引の透明性、公平性について向上を図るとともに、実際に取引を行うに当たって市場参加者に認知された取引ルールや慣行を遵守することについて重要性が一段と強まっている状況に鑑み、短資協会では、従来の「インターバンク市場取引要綱（以下「本要綱」）」について、このほど見直しを行うこととした。本要綱においては、RTGS化移行の下で新たに加わった慣行も含め、インターバンク市場における一般的な取引慣行を明らかにするとともに、市場取引の円滑な遂行、市場参加者間のトラブル発生防止等にも資するべく、本要綱の末尾にインターバンク市場取引用語の解説を付すこととした。

本要綱に記した以外にもコンティンジェンシー対策や本人確認・約定書関係等の法的問題などインターバンク取引に係わる事柄は多岐に亘り、市場参加者がそうした点についても十分配意し、行動する必要があることは論を俟たない。

本要綱の内容について、短資会社を始めとしてすべてのインターバンク市場参加者が十分な理解を示すとともに、その趣旨に沿った行動をとられるよう、心から願うものである。

なお、本要綱は現時点における一般的な取引慣行等をまとめたものであり、今後、市場参加者のニーズが変化するなど、本要綱がインターバンク市場取引の実態にそぐわなくなった場合には、必要に応じて適宜改訂することとしたい。

インターバンク市場取引要綱

インターバンク市場取引要綱

1. 取引時間

インターバンク市場の取引時間は、原則午前8時30分から日銀当座預金振替終了時までとする。ただし、取引当事者間の合意を制限するものではない。

2. 市場へのオーダー

- (1) 取引レートは、原則として100分の1%刻み及び32分の1%刻みの併用とするが、マーケット環境に応じて1000分の1%刻みも併用できるものとする。
- (2) 100分の1%刻み及び1000分の1%刻みによる取引の場合のレート呈示は、それぞれ原則として小数点以下第2位、同3位までを呼称し、32分の1%刻みによる取引の場合のレート呈示は、原則として小数点以下は分子、分母を呼称する。
- (3) 短資会社は、市場参加者（以下参加者という）によるオーダーを受け付けるに際して、先日付物取引であることが明確に表明されない限り当日物取引とみなす。
- (4) 短資会社は、取引期間が1週間物以上のオーダーを受け付けるに際して、明確に期日の指定がされない限り応当日を期日とみなす。
- (5) 短資会社は、オーダーを受け付けるに際して参加者より明確な表明がない限り、資金授受の条件を通常の取引慣行とみなす（通常の取引慣行は「5. 資金授受」を参照）。
- (6) 短資会社は、参加者からオーダーを受け付けるに際してはファーム・オーダーを原則とし、アンダーリファレンスよりこれを優先する。
- (7) 短資会社は、参加者よりアンダーリファレンスの意志表示が事前になされない限り、呈示された条件をファーム・オーダーとみなす。
- (8) 短資会社は、参加者より呈示されたファーム・オーダーについては、これを取り下げる旨の意思表示が、短資会社になされるまで有効なものとみなす。

3. 取引の方法と成約の仕方

A. 有担保コール

- (1) 有担保コールディーリング取引は短資会社を一方の当事者とする取引で、「オファービッド制」と「気配値制（各短資会社が呈示する気配レートを適用する取引）」がある。「オファービッド制」の最低取引金額は原則5億円とし、取引単位は1億円刻みとする。「気配値制」の最低取引金額は原則1000万円とし、取引単位は100万円刻みとする。なお、5億円以上の取引金額の場合も取引当事者双方の合意があれば、「気配値制」による取引とすることもできる。
- (2) 有担保コールブローキング取引は、最低取引金額を原則5億円とし、取引単位は1億円刻みとする。なお、資金及び担保品の授受等は資金の出し手・取り手の当事者

間で直接行う方式であり、短資会社は媒介を行うのみである。

- (3) 有担保コール取引の場合、参加者は短資会社に対して担保種類や担保授受方法等の取引条件を明確にしなければならない。
- (4) 有担保コール取引ブローキングの約定時刻は、取引当事者双方の取引条件が合致し、短資会社が口頭で取引成約に至った旨を伝えた時点とする。
- (5) 有担保コール取引ディーリングの約定時刻は、短資会社がオーダーを呈示している参加者に対して口頭で取引成約の旨を告げた時点とする。
- (6) 有担保コールブローキングの場合、ファーム・オーダーで取引の意思表示をしている資金の出し手または取り手は、相手先との間に与信上の問題がある場合を除き、呈示した条件で取引を希望する相手先との取引に応じなければならない。
- (7) 短資会社は、約定に際してファーム・オーダーをアンダーリファレンスより優先する。
- (8) 参加者が短資会社に対し、オーダー取り消しの意思を伝えようとすると同時に短資会社が取引成立を告げた場合、その取引は成約されたものとする。また、短資会社が取り消しを伝えようとすると同時に、参加者が短資会社に対し取引成立のための意思を告げた場合、その取引は成約されなかったものとする。
- (9) 短資会社は、資金の出し手または取り手が相手先との与信上の問題から取引を拒否した場合、相手方に対し、取引を拒否した資金の出し手または取り手の個別名を告げてはならない。

B. 無担保コール

- (1) 無担保コール取引の最低取引金額は原則 5 億円とし、取引単位は 1 億円刻みとする。
- (2) 無担保コール取引の約定時刻は、資金の出し手がライン・チェックの後、短資会社に対して口頭で取引成約の旨を告げた時点とする。
- (3) ファーム・オーダーで取引の意思表示をしている資金の出し手は、相手先との間に与信上の問題がある場合を除き、呈示した条件で取引を希望する相手先との取引に応じなければならない。
- (4) 短資会社は、約定に際してファーム・オーダーをアンダーリファレンスより優先する。
- (5) 参加者が、短資会社に対しオーダー取り消しの意思を伝えようとすると同時に他の参加者が、短資会社に対して取引成立のための意思を告げた場合、取引成約のための意思表示はなされたものとみなす。また、短資会社が参加者からの取り消しの意思を伝えようとする同時に、他の参加者が短資会社に対し取引成立のための意思を告げた場合、取引成約のための意思表示はなされなかったものとみなす。
- (6) 短資会社は、資金の出し手から「ライン・チェック」の表明がなされた資金の取り手のファーム・オーダーについては、資金の出し手から次の意思表示（取引成約ま

たはライン・フル) がなされるまで、資金の取り手からの取り消しを受け付けることはできない。

- (7) 短資会社は、資金の出し手が相手先との与信上の問題から取引を拒否した場合、資金の取り手に対し、取引を拒否した資金の出し手の個別名を告げてはならない。

C. 手形売買取引

- (1) 手形売買取引の最低取引金額は原則 1 0 0 0 万円とし、取引単位は 1 0 0 万円刻みとする。

- (2) 手形売買取引は、有担保ディーリング取引と同様に短資会社を一方の当事者として行う手形の売買である。

- (3) 手形売買方式には「原手形方式」と「表紙手形方式」がある。

- (4) 手形の転売

イ. 買入手形は、当初の手形取引の期日より前に、手形売買市場において転売することができる。

ロ. 転売手形を取り扱う短資会社は、当初の手形売却人に、手形が転売に出された旨を知らせなければならない。

ハ. 転売に出された手形は、当初の手形売却人が買い戻すことが出来る。

ニ. 一度転売された手形は、いつでも再転売することができる。

- (5) 短資会社は、約定に際してファーム・オーダーをアンダーリファレンスより優先する。

- (6) 参加者が短資会社に対し、オーダー取り消しの意思を伝えようとすると同時に短資会社が取引成立を告げた場合、その取引は成約されたものとする。また、短資会社を取り消しを伝えようとする同時に、参加者が短資会社に対し取引成立のための意思を告げた場合、その取引は成約されなかったものとする。

4. 確認

- (1) 短資会社は、取引成約に際して、取引当事者に対し取引内容（取引種類、条件、期間、金額、レート、約定時刻、資金授受時刻、約束手形の有無等の必要事項）を明確に表明しなければならない。

- (2) 短資会社は、取引成約後に取引内容を「報告書」等で取引当事者に開示する。取引当事者は取引内容を確認しなければならない。

- (3) 取引当事者が約定確認システム利用先の場合、短資会社は同システム上で上記(2)の取引内容を開示する。

- (4) 短資会社は、取引成約後取引当事者から成約内容の確認を求められた場合にはこれに口頭で応じなければならない。

5. 資金授受

(1) 新規取組時

イ. 資金の出し手は、当日物の資金受渡しに際して、資金授受を原則として約定時刻から1時間以内とし、かつ速やかに行うこととする。(有担保コールにおけるDVP決済を除く)

ロ. 資金の出し手は、先日付物の資金受渡しに際して、資金授受を原則として、午前10時までとし、かつ速やかに行うこととする。(有担保コールにおけるDVP決済を除く)

ハ. 有担保コール、無担保コールおよび日中コール取引の、新規取組み時における資金受渡しは元金のみによって行い、手形売買取引については割引料を差し引いて資金受渡しを行う。

(2) 期日決済時

イ. 期日決済時には資金の取り手は、原則として出し手に対して午前9時以降遅くとも午前10時までに返金する(ここで言う午前10時までの返金とは、午前9時以降直ちに開始し、遅くとも午前10時までに返金することを指す一返金先行の慣行)。

ロ. 期日決済時に、取引における取引当事者双方がネットィング取引をする場合には、当日約定、当日スタート分の決済時間帯は原則として午前10時～午前11時とし、先日付取引分は原則として午前9時～午前10時とする。

ハ. 有担保コール、無担保コール取引において期日決済時を迎えた取引の資金授受は、原則として元金と利息を合算した元利合計の金額によって行われる。日中コール取引の資金決済も同様の扱いで行う。手形売買取引においては手形額面金額で資金決済を行う。

(3) 新規取組時、期日決済時ともに資金授受を日銀の当座預金口座にて実施する場合は、決済の迅速化を図るため、取引電文等の必要事項入力は正確に行う。

6. 担保授受

A. 有担保コール

(1) 担保授受については、資金と担保を別々に受け渡す方法(非DVP)と、DVPにて行う方法とがある。

(2) 非DVPにより行う場合には、資金の取り手は、担保の差入れを原則として資金受渡し以前とし、かつ速やかに行うこととする。資金の出し手は、担保の返戻を原則として資金決済以降とし、かつ速やかに行うこととする。ただし、当該取引当事

者間で別途合意した場合は合意内容に従って担保授受を行う。

- (3) DVPにより行う場合において、振替単位の小口化は原則として不要。ただし、取引当事者間で「小口化すること及びその単位、銘柄決定時限」等を別途合意した場合には合意内容に従う。
- (4) 有担保コールブローキング取引にかかる担保授受は、当該取引当事者間の直接振り替えによるものとする。
- (5) 取引において担保品の授受関係を明らかにするための受領印の捺印については、短資協会所定の「授受簿」(1993年2月制定)を使用して行うこととする。但し、担保品の授受において短資取引担保センターを利用する場合、「短資取引担保センター運営規則」(2003年3月改訂)に基づいて行うものとする。

B. 手形売買取引

- (1) 資金の取り手は、担保の差入を原則として資金受渡し以前とし、かつ速やかに行うこととする。
- (2) 資金の出し手は、担保の返戻を原則として資金決済以降とし、かつ速やかに行うこととする。

7. 約束手形の授受

- (1) 有担保コール取引または無担保コール取引に伴う約束手形(コール取引に伴い振り出される手形)については、当該取引当事者双方の合意により発行、不発行のいずれかを選択できる。
- (2) 約束手形発行時において、手形の授受関係を明らかにするための受領印の捺印については、短資協会所定の「授受簿」(1993年2月制定)を使用しておこなうこととする。
- (3) 無担保コール取引の約束手形発行時において、遠隔地に所在する資金の出し手との取引および午後3時以降で、取引成約されたオーバーナイト物取引に伴う約束手形の授受は、取引当事者双方と短資会社との間で予め所定の「覚書」(2001年1月制定)を取り交わした場合に限り、短資会社がこれに代わって保管することができる。

8. 担保の差入金額等

有担保コール取引または手形売買取引における担保差入金額の計算は、掛目により行う方法(掛目方式)と、時価により行う方法(時価方式)とがある。時価方式の場合は、資金取り手は資金出し手の承諾が無い限り元金と同一又は元金を上回る時価総額の担保を資金出し手へ差入れるものとする(日々値洗いを行う)。差入れた担保のうち、元金を上回る部分について資金取り手は資金出し手へ担保返戻を請求できるものとする。ただし、当事者間の合意によりそれ以外の取引も可能。

(掛目については参考 2. 参照)

9. 元金及び利息・割引料計算

- (1) 有担保コール時価方式における元金は、約定金額とする。ただし、当事者間の合意によりそれ以外の取引も可能。
- (2) 有担保コールおよび無担保コール取引の利息計算に当たっては、1 年の日数は平年・閏年とも 365 日とする。なお、日数計算は片落ち、1 円未満は切り捨てる扱いとする。
- (3) 手形売買取引の割引料計算に当たっては、1 年の日数は平年・閏年とも 365 日とする。なお、元金は 1000 円未満は切り捨て、日数計算は片落ち、1 円未満は切り捨てる扱いとする。
- (4) 有担保コール取引、無担保コール取引および手形売買取引の利息・割引料計算式は次のとおり。
なお、有担保コール DVP 方式において約定後に振替単位のみを小口化する場合は、利息金額は振替単位によらず当初の約定元金を元に計算する。

$$\text{利息・割引料} = \frac{\text{元金} \times \text{日数} \times \text{レート}}{365}$$

- (5) 日中コール取引の利息計算式は次のとおり。

$$\text{利息} = \frac{\text{元金} \times \text{レート}}{365}$$

10. 臨時休日

- (1) 既に取り引されている有担保コール、無担保コール、手形売買取引の期日が予期せざる休日となった場合、両当事者間に別段の合意がない限り、原則として翌営業日を資金決済日とする。ただし、当該休日が月末営業日に当たる場合は原則として前営業日を資金決済日とする。
- (2) 資金決済日変更の際には、当初約定金利をそのまま使用し、金利計算に当たっては日数調整を行うものとする。なお、調整に伴う資金の授受は有担保コール、無担保コール、手形売買取引とも変更された資金決済日に行うものとする。
- (3) 既に約定済みかつスタート日未到来の先日付物取引において、期日が予期せざる休日となった場合については、当該取引当事者間で調整を行うことができる。ただし、調整につき取引当事者間の合意がなされない場合は、前 2 項に従うものとする。
- (4) 既に約定済みの先日付物取引において、スタート日が予期せざる休日となった場合は、上記(1)(2)を参考に、当該取引当事者間で調整を行うものとする。ただし、調整につき当該取引当事者間で合意が為されない場合は、当該約定を取り消すものとする。

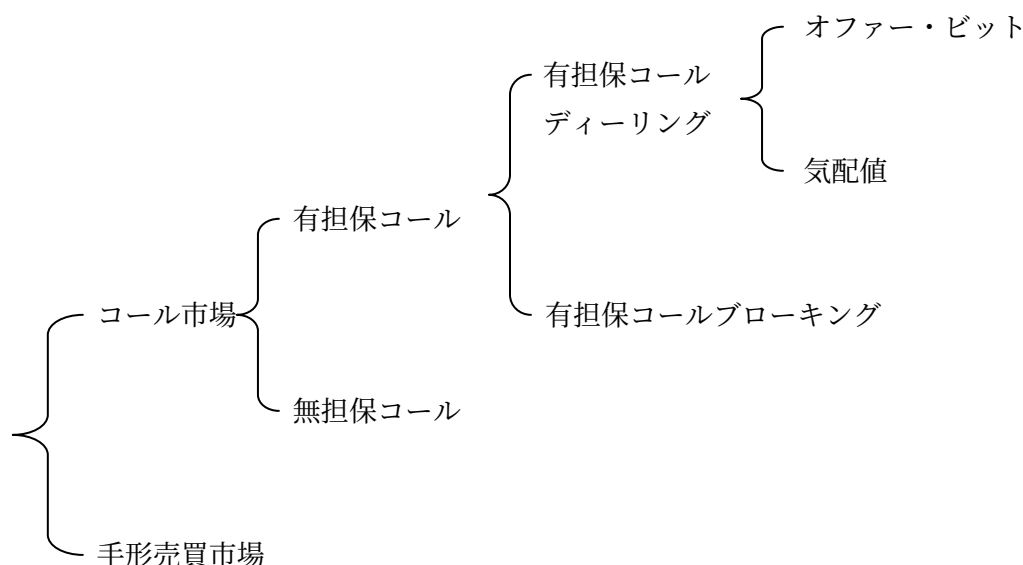
11. 取引情報の機密保持

- (1) インターバンク市場において、その業務に携わる者達が市場における機密を保持していくことは、信頼のおける効率的な市場を保つために不可欠なことである。短資会社は、参加者にかかる個別の機密情報等を関係当事者からの明確な許可が得られた場合等を除き、他の参加者に対し伝えてはならない。また、参加者は短資会社に対して個別の機密情報等を尋ねてはならない。
- (2) 短資会社が取引成約以前の段階において市場情報として伝える事ができるのはオファー・ビッドのレート、オファー・ビッドの総量もしくはそのボリューム感、およびファーム・オーダー、アンダー・リファレンスの区別、ならびに取引成約レートおよびその金額もしくはボリューム感のみである。
- (3) 短資会社は、参加者の個別名によるオファー・ビッド状況または取引成約状況及び個別名の特定につながる業態名等の開示・言及などを他の参加者にしてはならない。また、参加者は他の参加者の個別名によるオファー・ビッド状況または取引成約状況などを短資会社に対して尋ねてはならない。
- (4) オープン・ボイスボックスは参加者と短資会社の間で、円滑な注文・情報の伝達を行うためのものであると同時に、不特定多数が市場の状況を聞くことが出来る装置である。従って、機密保持の観点からその使用は十分注意するとともに、本来の目的を意識して使用しなければならない。

市場取引用語の定義等

市場取引用語の定義等

1. インターバンク市場取引分類



A. 有担保コール

イ・担保付きの金銭消費貸借取引である。

ロ・取引手法は、ディーリング方式とブローキング方式に大別される。

(1) 有担保コールディーリング

イ・短資会社を一方の当事者として行う有担保コールの取引で、資金及び担保品の授受は短資会社が相手となる。

ロ・有担保コールディーリングには、資金の出し手と資金の取り手の双方から取引希望条件の提示を受けて短資会社が出合いをつけるオファー・ビッド制と、各短資会社が呈示する気配レートを適用する気配値制がある。

ハ・オファー・ビッド制の最低取引金額は原則 5 億円とし、取引単位は 1 億円刻みとする。気配値制は、原則 5 億円に満たない取引を対象とし、最低取引金額は 1 0 0 0 万円とし、取引単位は 1 0 0 万円刻みとする。但し、5 億円以上の取引金額であっても、取引当事者の合意があれば気配値制による取引とする事が出来る。

(2) 有担保コールブローキング

短資会社が媒介する有担保の取引である。最低取引単位は原則 5 億円、取引単位は 1 億円刻みとする。資金及び担保品の授受は取引当事者同士で行う。

B. 無担保コール

イ・無担保の金銭消費貸借取引であり、資金授受は取引当事者同士で行う。

ロ・最低取引金額は原則 5 億円とし、取引単位は 1 億円刻みとする。

C. 手形売買取引

イ・有担保ディーリング取引と同様に短資会社を一方の当事者として行う手形の売買取引である。

ロ・手形売買方式には「原手形方式」と「表紙手形方式」との2通りがある。

原手形方式・・・金融機関が貸し付け等で取得した商業手形や単名手形を裏書きして売買する方式。

表紙手形方式・・・金融機関が原手形等の担保を付して、自己が支払人として振り出し、自己が引き受けを完了した短資会社を受取人とする為替手形を裏書きして売買する方式。

ハ・手形売買金額の計算式は割引方式（新規取引時は、割引料を差し引いて資金受渡しを行う。期日決済時は、手形額面金額にて資金決済を行う）とする。

ニ・最低取引金額は原則1000万円とし、取引単位は100万円刻みとする。

ホ・手形の転売

- ・買入手形は、当初の手形取引の期日より前に、手形売買市場において転売することができる。
- ・転売手形を取り扱う短資会社は、当初の手形売却人に、手形を転売した旨を知らせなければならない。
- ・転売に出された手形は、当初の手形売却人が買い戻すことが出来る。
- ・一度転売された手形はいつでも再転売することができる。

2. 取引条件にかかわる用語（ア・イ・ウ・エ・オ順）

・オーバーナイト物（取引）

無担保コール市場において当日約定、当日資金受渡し、翌営業日を期日とする条件のコール（取引）。

・オッド物（取引）

資金受渡し日（スタート日）が取引約定日の3営業日以降となる物（スタート日のオッド物）。もしくは1週間物以上の取引において、応当日以外を期日とする物（エンド日のオッド物）。又はスタート日、エンド日ともそうした条件の物（の取引）。

・オファー・ビッド方式

有担保コール取引において、合致するオファー・レートとビッド・レートによって出合を成立させていく取引方法。

・オープンエンド物（取引）

取引当初はエンド日を特定せず、出し手、取り手のいずれか一方が取引決済通知によりエンド日を指定できる取引。原則オーバーナイト取引を基本型とし、条件の変更にについては原則午前10時までに取引の相手方に通知する。

- ・期日物・ターム物（取引）
取引期間が2営業日以上となるコール（取引）。
- ・気配値コール（取引）
各短資会社が呈示する気配レートによって取引される有担保コール（取引）。
- ・先日付物（取引）
約定日の翌営業日以降資金受渡しの取引の総称。トムネ、スポネ、末初物、トムスタート物、スポット物および、スタート日のオッド物（の取引）。
- ・スポット物（取引）
約定日の翌々営業日、資金受渡し物（の取引）。
- ・スポネ
約定日の翌々営業日資金受渡し、その翌営業日を資金決済日とする物（の取引）。
- ・手形売買（取引）
手形売買市場における取引。
- ・当日物・キャッシュ物（取引）
約定日の当日資金受渡し物（の取引）。
- ・トムスタート物（取引）
約定日の翌営業日資金受渡し物（の取引）。
- ・トムネ（取引）
約定日の翌営業日資金受渡し、その翌営業日を資金決済日とする物（の取引）。
- ・日中コール（取引）
同一営業日内にスタートとエンドがあるコール（取引）。短資ディーリングとブローキングがある。日中コールには標準物を設定しており、次の4種類がある。
①9：10～13：00 ②9：10～16：30 ③13：00～16：30
④14：00～16：30。
標準物以外にも、当事者双方の合意によりスタート・エンドの時刻は取引時間内で自由に設定できる。
- ・ネッティング（バイラテラルペイメント）
決済日を同じくする複数のコール取引資金の債権・債務について、その差額のみを二当事者間の相対で決済すること。
- ・末初物（取引）
オッド物の内、月末最終営業日に資金を受渡し、翌月第一営業日に資金決済をする物（の取引）。
- ・無担保コール（取引）
担保が付かないことを条件としたコール（取引）。
- ・有担保コール（取引）
担保が付くことを条件としたコール（取引）。

- ・翌日物（取引）
有担保コール取引において当日約定、当日資金受渡し、翌営業日資金決済条件のコール（取引）
- ・レギュラー物（取引）
有担保コール市場、無担保コール市場、手形売買市場における期間1週間以上の取引のうち、約定日が当日物、トムスタート物、スポット物で、期日を応当日とする物（の取引）。

3. オーダー、レート of 呈示などにかかわる用語

- ・アイザー・ウェイ、アイザー
無担保コール市場において、クレジット・ライン、取引希望金額の不一致などから、オファー・レートとビッド・レートが同じレベルとなっている状態のこと。
- ・相引き
同じ内容のオーダーを同時に複数の短資会社に呈示するもの。アンダー・リファレンスの一種。
- ・アンダー・リファレンス、アン・リファ
成約に先立ち、当該参加者に照会を要するオーダー。
- ・売り、売る
手形売買市場における手形の売り手（資金の取り手）側のオーダー。
- ・オフ
既に出しているオーダーを取り消す意思表示。
- ・オファー
資金の出し手側のオーダー。
- ・買い、買う
手形売買市場における手形の買い手（資金の出し手）側のオーダー。
- ・気配レート
取引単位が5億円未満の有担保コール取引などのために、各短資会社が呈示するレート。
- ・ジョイン
ベスト・レート（最も高いビッド、あるいは最も低いオファー）にならぶオーダーを入れること。
- ・出し、出す
コール資金を放出する意思表示。
- ・使い、使う
気配値コール、日中コール資金を取り入れる意思表示。

- ・取り、取る
コール資金を調達する意思表示。
- ・ビッド
資金の取り手側のオーダー
- ・ファーム・オーダー
取引成約を前提として、変更または取り消しの意思表示がされない限り継続されるオーダー（取引の種類、取引の期間、資金の出し・取りの区別、資金授受時刻、方法、取引レート、金額等を明示したオーダー）。アンダーリファレンスより優先される。
- ・ファーム・レート
取引成約を前提としたオーダー・レート。
- ・マイン
資金を取る意思表示。
- ・ユアーズ
資金を出す意思表示。
- ・ライン・チェック、チェックキング
クレジット・ラインをチェックすること。「与信上問題なければ取引を行う」との意思表示。

4. 取引成約などにかかわる用語

- ・アマウント合わず
取引当事者同士の取引希望金額があわないこと。
- ・ギブン
ビッドに対しオファーが出て取引が成立したこと。
- ・コンファーム
約定内容の確認。
- ・ダン
取引成約。
- ・テイクン
オファーに対しビッドが出て取引が成立したこと。
- ・ナッシング・ダン、ナッシング
取引不成立。
- ・ライン・フル、フル
ライン・チェックを行った場合に、「与信上問題があったので取引不成立とする」意思表示。

5. 担保関係

- ・ 外貨手形の邦貨換算率

現在ではドル建てのみがその対象。前月の円・ドル為替相場の平均レートに基づき毎月の第四営業日に短資協会が発表し、第五営業日から適用される。

- ・ 短資取引担保センター

インターバンク市場における有担保コール取引、手形売買取引に伴う担保品の授受を現物の移動ではなく、帳簿上の振替によって行うことを目的として設立された機構。運営の主体は短資協会。短資協会と参加者の間で担保品の寄託契約を行い、それによって寄託を受けた担保品現物は、日本銀行金庫に保護預かりとして集中保管される。取引発生に伴う担保品の移動は、短資取引担保センターにおける市場参加者間の帳簿上での振替により行われる。1995年9月18日設立。

2002年9月からは短資会社から委託を受けて手形、証票類等の共同受渡業務も行っている。

6. その他

- ・ 短資協会

1962年11月1日、日本銀行と取引を有する短資会社を会員として、短資業務の改善、向上を図り、金融市場の発展に寄与することを目的として設立された。

- ・ 短資取引約定確認システム

2001年1月、日本銀行当座預金決済のRTGS化に伴い、短資会社を経由した取引の約定確認業務を迅速かつ一元的に行うことを目的として構築されたシステム。短資協会が運営管理。

参 考

参 考

1. インターバンク市場における期日の定め方

インターバンク市場における現行期日の定め方は次の通り。

有担保コール市場 無担保コール市場 手形市場とも共通

翌日物＝資金受渡日の翌営業日が期日となるもの

2日物＝資金受渡日の2日後が期日となるもの

3日物＝資金受渡日の3日後が期日となるもの

4日物＝資金受渡日の4日後が期日となるもの

5日物＝資金受渡日の5日後が期日となるもの

6日物＝資金受渡日の6日後が期日となるもの

1週間物＝資金受渡日の1週間後の応当曜日から2週間後の応当曜日の前日までが期日となるもの

2週間物＝資金受渡日の2週間後の応当曜日から3週間後の応当曜日の前日までが期日となるもの

3週間物＝資金受渡日の3週間後の応当曜日から1か月後の応当日の前日までが期日となるもの

1か月物＝資金受渡日の1か月後の応当日から2か月後の応当日の前日までが期日となるもの

2か月物＝資金受渡日の2か月後の応当日から3か月後の応当日の前日までが期日となるもの

3か月物＝資金受渡日の3か月後の応当日から4か月後の応当日の前日までが期日となるもの

4か月物＝資金受渡日の4か月後の応当日から5か月後の応当日の前日までが期日となるもの

5か月物＝資金受渡日の5か月後の応当日から6か月後の応当日の前日までが期日となるもの

6か月物＝資金受渡日の6か月後の応当日から7か月後の応当日の前日までが期日となるもの

7か月物＝資金受渡日の7か月物の応当日から8か月後の応当日の前日までが期日となるもの

8か月物＝資金受渡日の8ヶ月後の応当日から9ヶ月後の応当日の前日までが期日となるもの

9か月物＝資金受渡日の9か月後の応当日から10か月後の応当日の前日までが期日となるもの

10か月物＝資金受渡日の10か月後の応当日から11か月後の応当日の前日までが期日となるもの

1 1 か月物＝資金受渡日の 1 1 か月後の応当日から 1 年後の応当日の前日までが期日となるもの

1 年物＝資金受渡日の 1 年後の応当日が期日となるもの

(注)・2 日物から 6 日物については期日が休日に該当する場合、その期日物は成り立たないことになる。

- ・ 1 週間物から 3 週間物については、応当曜日が休日の場合には翌営業日を応当日とする
- ・ 1 か月物から 1 年物については、応当日が休日の場合には翌営業日を応当日とするが、応当日が月末休日に当たる場合は、前営業日を期日とする。
- ・ 月末営業日をスタート日とする 1 か月物から 1 年物については、応当日がその属する月の月末営業日の前になる場合には、応当日から当該月末営業日までのいずれの日も期日とすることができる。ただし、期日の指定がされない場合は月末最終営業日を期日とみなす。
- ・ 翌日物は無担保コールではオーバーナイト物と読み替える。

2. 有担保コール、手形売買取引における担保の種類および掛目

有担保コール、手形売買取引において、現在取引慣行となっている担保の種類および掛目は次のとおり。尚、当事者間の合意により以下の料率以外の掛目による取引も可能。

(1) 有担保コール取引

種類	担保価額
超長期国債（変動利付国債以外）	取引金額に対し額面で10%増し
変動利付国債	〃 10%〃
長期国債	〃 4%〃
中期国債	〃 2%〃
短期国債（国庫短期証券）	〃 1%〃
金融債	〃 20%〃
世銀債	〃 20%〃
その他の公社債	〃 20%〃
円貨手形	〃 25%〃
外貨手形（円貨換算後）	〃 25%〃
短資取引担保株式預り証	〃 0%〃
日銀売出手形	〃 0%〃

(注) 当協会が日々更新しております最新担保価額参考値に発表されなくなった償還間近の国債については、振替が停止するまでの間、償還価格となる「100 円」を用いて最新担保価額参考値に適用するものとする。（なお、当協会が発表する最新担保価額参考値には表示せず。）

(注) 上記の担保価額に関して状況変化が生じた場合には、別途取引当事者の合意による。担保割れ銘柄(*)については、資金の出し手の承諾なく担保として利用しないものとする。

(*)担保割れ銘柄とは「差入担保銘柄の時価×掛目」が取引金額を下回る銘柄をいう。

(例) 上記の担保掛目をを用いた場合、時価 99.00 の短期国債は担保割れ銘柄となる。

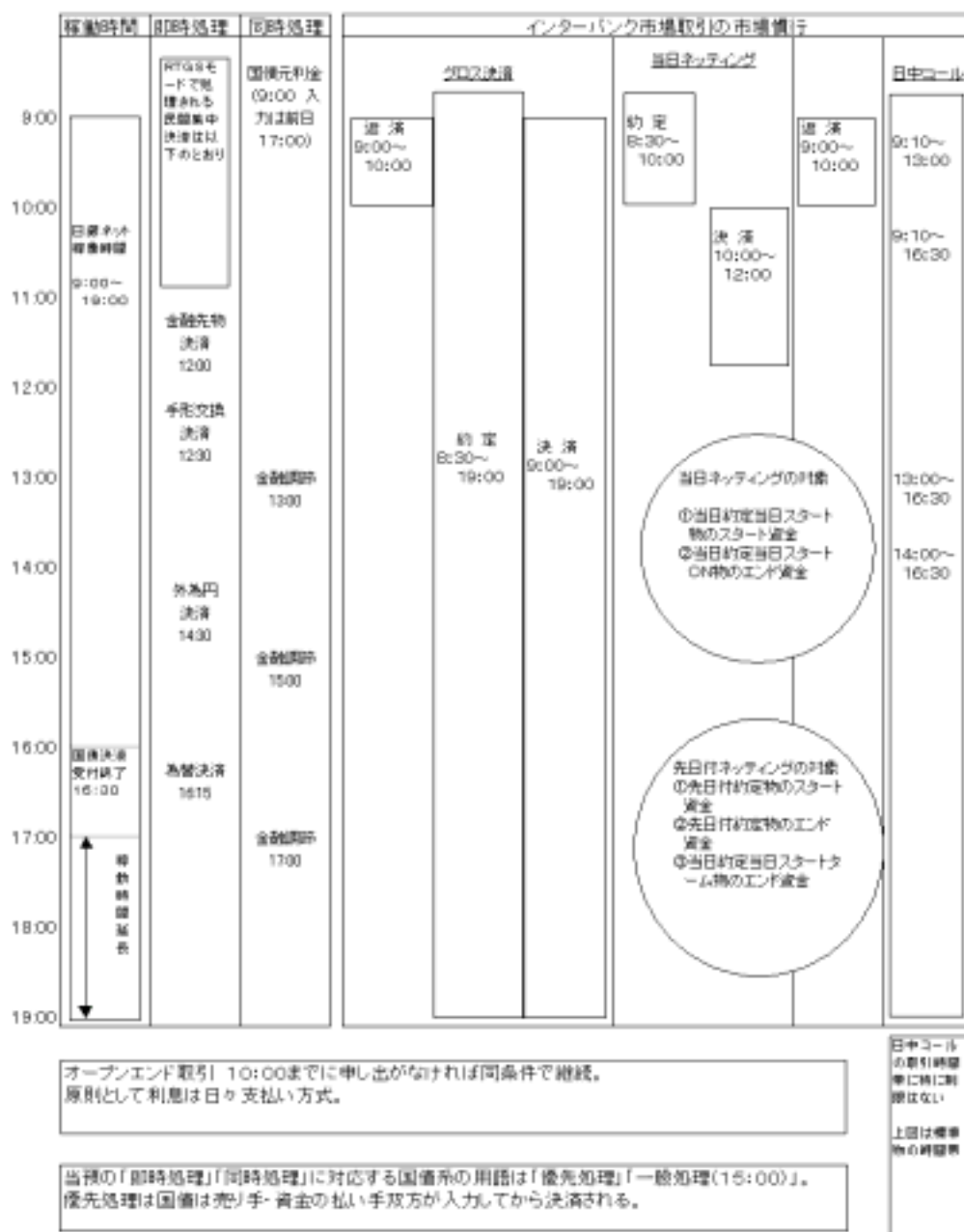
差入担保銘柄の時価 99.00 × 短期国債担保掛目 101% = 99.99 < 取引金額 100

(2) 手形売買取引

種類	担保価額
円貨手形	手形金額に対し額面で0%増し
外貨手形	換算率を用いて算出
超長期国債	手形金額に対し額面で30%〃
長期国債	〃 20%〃
中期国債	〃 20%〃
短期国債（国庫短期証券）	〃 10%〃
金融債	〃 30%〃
その他の公社債	〃 30%〃
日銀売出手形	〃 0%〃

(注) 上記の担保価額に関して状況変化が生じた場合には、別途取引当事者の合意による。

3. インターバンク市場取引の日中スケジュール



4.インターバンク市場における最近の取引手法の変遷（１９８５年以降）

年・月・日	変 更 内 容
１９８５．６．１７	手形売買市場に５，６か月物を新設（応当日期日）。４か月物の期日を応当日に変更。
７．２９	無担保コール市場創設（取引条件　オーバーナイト物および７日物）。
８．２３	有担保コール市場に２週間物、３週間物を新設。
９．１７	無担保コール市場に２週間物、３週間物を新設。
１９８６．８．２９	無担保コール市場にウィーク・エンド物を新設。
１９８７．７． １	無担保コール市場に２～６日物を新設（ウィーク・エンド物消滅）。
１９８８．１１． １	有担保コール市場の１～３週間物を廃止。 手形売買市場に１～３週間物を新設。 無担保コール市場に１～６か月物を新設。 無担保コール市場および手形売買市場における期間２週間以上の取引、オファー・ビッド方式に移行。
１９８９．１．１７	取引レートの刻み幅を３２分の１％に縮小（従来は１６分の１％）。 無担保コール市場におけるオーバーナイト物から７日物までの取引および手形売買市場における１週間物の取引、オファー・ビッド方式に移行。 手形転売の際の最低保有期間を短縮（買入れ後最短８日間従来は最短１か月）。
４． ３	無担保コール市場および手形売買市場に７か月～１年物を新設。
８． １	手形売買市場における取引対象期間を変更（従来の応当日中心とした前後１５日間方式から、応当日から次ぎの応当日前日までの方式へ→現行方式と同じ）。
１９９０．１１．２１	有担保コール市場における取引、オファー・ビッド方式に移行（ただし、５億円未満の取引は各短資会社の呈示する気配レートによる）。
１９９１．１． １０	手形売買取引の担保としてドル外貨手形および公社債を追加。
３． １	有担保コール取引の担保としてドル建て外貨手形を追加。
１１． １	無担保コール市場にスポット物を新設（取引対象期間１か月～１年物）。
１９９２．７． １	手形売買市場にスポット物を新設（取引対象期間１か月～１年物）

1993. 3. 1	無担保コール市場および手形売買市場のスポット物取引対象期間を拡大（1週間～3週間物）
4. 22	「内国為替即日決済移行」、「為決」時点決済新設にともない、半日物コールとして「夕半物」を新設。
1994. 2. 16	無担保コール取引および手形売買取引のうち、期間1か月物以上に100分の1%刻み取引を併用。
3. 1	有担保コール取引および半日物コールに伴う利息の即日払い化を実施。
5. 16	無担保コール市場および有担保コール市場にトムネ取引を新設。
10. 17	無担保コール市場および手形売買取引のうち、期間1週間から3週間物に100分の1%刻みの取引を併用。
12. 上旬	末初物、スポネ、オッド物取引を新設。
1995. 6. 上旬	コール市場の6日物以内の無担保コール・有担保コールに100分の1%刻みの取引を併用。
10. 中旬	無担保コールオーバーナイト・有担保コール翌日物に24時間物取引を併用。
1997. 10	1週間以上の有担保コール取引、及び1週間未満の手形売買取引を開始。
2001. 1. 4	日銀当座預金RTGS化に伴い半日物コール廃止。有担保コールブローキング取引、日中コール取引を新設。
9 上旬	コール取引の刻み幅に1000分の1%を追加。
2001. 11	日中コールの標準物を新設。
2002. 5	手形レス慣行の導入。
2002. 7	日中コールの標準物に14：00～16：30を追加。